

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十三号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する規則（平成二十六年三月奈良県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。